



彩の国資源循環工場整備事業 (P F I 施設)

募 集 要 綱

- 公共関与による総合リサイクル施設の整備 -

平成 1 3 年 1 1 月

埼 玉 県

は じ め に

本県を持続可能な循環型社会に導き、真に豊かな県民生活と活力に満ちた産業・経済活動を支えていくためには、ゼロ・エミッションの実現を目指した廃棄物の適正処理とリサイクルに向けた環境産業の育成が求められています。

そこで、埼玉県では、大里郡寄居町の環境整備センター敷地内に、環境分野で21世紀をリードする先端技術産業を誘導・集積し、民間の有する技術力、経営力と公共の有する計画性、信頼性を生かし、透明性の高い住民合意システムの下に、全国に先駆けた「彩の国資源循環工場」を整備します。

「彩の国資源循環工場」は、廃棄物を資源とする製品開発や効率的な資源・エネルギーの回収、廃棄物の発生抑制、公害防止、環境修復などの様々な技術分野に先導的に取り組むとともに、我が国を代表する環境産業・研究開発拠点として整備するものです。

この「彩の国資源循環工場」の実現が、行政、企業、地域住民の相互理解と協調に基づく廃棄物問題の解決に新たな道を拓くとともに、環境産業のさらなる発展に結びつくよう埼玉県として全力を挙げて取り組んでまいります。

「彩の国資源循環工場」の整備に当たっては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律」にのっとり、事業基盤施設、公園・緑地施設及びサーマルリサイクル施設（以下「PFI施設」という。）について、民間から広く提案を募集することといたしました。

これからの本格的な循環型社会の形成に向けて、民間企業の高度な技術力・経営力を生かし、効率的・経済的な事業として実施するとともに、事業の安全性、透明性や県民利用施設の快適性などについて、創意工夫に富んだ積極的な御提案をいただけるよう心からお願い申し上げます。

平成13年11月6日

埼玉県知事 土屋 義彦

目 次

第 1	事業の概要	
1	事業の名称	1
2	事業の趣旨	1
3	施設の概要	1
4	事業の仕組み	2
5	事業スケジュール	3
6	施設の管理者	3
7	本事業の事務局	4
第 2	事業条件	
1	事業基盤施設及び公園・緑地施設	5
2	サーマルリサイクル施設	9
第 3	責任分担及び事業の継続が困難になった場合の措置	
1	責任分担	15
2	P F I 事業者の債務不履行	17
第 4	応募者の資格	
1	応募者の資格	18
2	代表企業の選定	18
3	構成員の変更	18
4	応募の辞退	19
5	応募者の失格	19
6	一応募者一提案	19
7	提案の修正禁止	19
8	応募・提案に要する費用	19
9	著作権の帰属	19
第 5	募集及び審査手続き	
1	募集手続き	20
2	審査手続き	21

第 6	協定及び契約の締結	
1	協定の締結	2 3
2	契約の締結	2 3
3	協定及び契約の解釈に疑義が生じた場合の措置	2 3
第 7	応募提出資料	
1	参加申込資料	2 4
2	提案書	2 4
別添 1	(事業用地図)	2 7
別添 2	(彩の国資源循環工場事業化検討委員会設置要綱)	2 8
様式集		3 0

「彩の国資源循環工場整備事業」募集要綱

第1 事業の概要

1 事業の名称

彩の国資源循環工場整備事業（PFI施設）

2 事業の趣旨

本県を持続可能な循環型社会に導き、真に豊かな県民生活と活力に満ちた産業・経済活動を支えていくためには、ゼロ・エミッションの実現を目指した廃棄物の適正処理とリサイクルに向けた環境産業の育成が求められています。

そこで、埼玉県では、大里郡寄居町の環境整備センター敷地内に、環境分野で21世紀をリードする先端技術産業を借地方式及びPFI方式により誘導・集積し、民間の有する技術力、経営力と公共の有する計画性、信頼性を生かし、透明性の高い住民合意システムの下に、全国に先駆けた「彩の国資源循環工場」を整備します。

埼玉県が事業計画の募集、用地賃貸、建設から、将来の運営に至るまで、住民の方々の継続的な合意システムの下に進め、将来にわたる事業の安全性と信頼性を総合的に確保します。事業は、数次にわたって計画し、最終的には100ヘクタールを超える広大な緑地に囲まれた産業群を整備します。

事業の運営に当たっては、徹底した情報公開による開かれた運営システムを採用します。また、埼玉県農林総合研究センターの試験圃場整備事業と一体となった大規模な公園、緑地などにより、周辺の緑と調和した潤いある環境空間を整備します。

この募集要綱は、「彩の国資源循環工場」の第1期計画のうち、PFI施設について事業計画を募集するものです。

3 施設の概要

- | | | | |
|------------------|------------------------------|-----------|--------|
| (1) 施設の名称 | 彩の国資源循環工場（PFI施設） | | |
| (2) 建設場所 | 大里郡寄居町大字三ヶ山368（埼玉県環境整備センター内） | | |
| (3) 都市計画
（予定） | 都市計画施設 | 産業廃棄物処理施設 | |
| | 用途地域・地区等 | 用途地域 | 工業専用地域 |
| | | 建ぺい率 | 50% |
| | | 容積率 | 200% |
| | | 防火地域等 | 指定なし |

(4) P F I 施設及び規模（別添 1 事業用地図）

施 設		整 備 内 容	
事業基盤施設	規 模	35.1ヘクタール	
	整備内容	公園・緑地施設（15.6ヘクタール）、サーマルリサイクル施設（5.0ヘクタール）、埼玉県が別に事業者を募集して建設する民間工場施設（以下「借地施設」という。8.5ヘクタール）及び別に定める施設（1.5ヘクタール）の施設用地並びに施設用地に付帯する緩衝緑地（4.5ヘクタール）の整地、給排水、構内道路等の基盤整備	
公園・緑地施設	規 模	15.6ヘクタール	
	整備内容	県民の利用に供する公園・緑地施設（全天候型陸上トラック、サッカーグラウンド、親水公園、管理ゲート等）	
サーマルリサイクル施設	規 模	処理能力	日量300トン以上
		敷地面積	5.0ヘクタール以下（第2-2-(6)に定める緩衝緑地面積を除く。）
	整備内容	廃棄物の焼却、溶融・固化及び発電設備	

(5) 建築確認

建築確認に当たっては、建築基準法第86条第1項に定める「一団地の総合設計制度」を用いることとします。

4 事業の仕組み

P F I 事業者は資金を調達し、「事業基盤施設」「公園・緑地施設」及び「サーマルリサイクル施設」を一括して、施設の設計、建設、運営及び維持管理を行います。事業期間は、「事業基盤施設」及び「公園・緑地施設」については25年間、「サーマルリサイクル施設」については20年間とします。

「事業基盤施設」及び「公園・緑地施設」について、P F I 事業者は施設の設計・建設を行い、造成・建設した事業用地（サーマルリサイクル施設及び借地施設の事業用地）及び構内道路を埼玉県に引き渡し、その他の事業基盤施設及び公園・緑地施設を埼玉県に譲渡し、埼玉県から事業基盤施設及び公園・緑地施設の運営及び維持管理を受託します。P F I 事業者は、埼玉県からの委託料及び管理費負担金収入により、設計・建設費、運営・維持管理費等の経費を賄います。

「サーマルリサイクル施設」について、PFI事業者は自ら廃棄物を確保し、受入手数料収入、電気販売収入等により設計・建設費、運営・維持管理費等の経費を賄い、事業収益はPFI事業者に帰属します。事業期間中、埼玉県はPFI事業者に対して事業用地に事業用定期借地権（20年間）を設定し、有償賃貸します。運営期間終了後、PFI事業者は施設を解体、撤去して、埼玉県に事業用地を返還します。

その他、PFI事業者は、費用・事業リスク等をすべて負担し、収益をPFI事業者に帰属させる付帯事業を提案することができるものとします。

5 事業スケジュール

事業スケジュールは次のとおりとします。ただし、住民の合意形成、環境影響評価等の要因により、時間を要することとなった場合、設計・建設期間が短縮できる場合にあつては、埼玉県とPFI事業者の協議により、スケジュールを変更して実施することができるものとします。

	事業基盤施設及び公園・ 緑地施設	サーマルリサイクル施設
優先交渉権者の選定	平成14年3月	
基本協定の締結	平成14年4月	
設計期間	平成14年4月～14年10月	-
仮契約の締結	平成14年11月	
本契約の締結	平成14年12月	
建設期間	平成15年10月～17年3月	平成16年5月～18年9月
供用開始	平成16年10月(公園部分)	平成18年10月
運営期間	平成16年10月～40年9月	平成18年10月～35年10月
施設の解体撤去	-	平成35年11月～36年4月
用地の返還	-	平成36年4月

注：事業基盤施設のうち整地工事については、平成16年4月までに完了し、サーマルリサイクル施設及び借地施設の建設工事に着手できる状態とします。

6 施設の管理者

埼玉県知事 土屋義彦

7 本事業の事務局

埼玉県環境防災部廃棄物指導課（広域処理対策担当）

住 所 〒336-8501 さいたま市高砂3丁目15番1号

電 話 048 - 830 - 3121（直通）

F A X 048 - 830 - 4778

E-mail a3120@pref.saitama.jp

なお、本事業の募集及び契約手続きに関するアドバイザーは次のとおりです。

総合アドバイザー 株式会社あさひ銀総合研究所（さいたま市）

〔 法律アドバイザー 東京青山・青木法律事務所（東京都港区）

技術アドバイザー 日本技術開発株式会社（東京都中野区） 〕

第2 事業条件

1 事業基盤施設及び公園・緑地施設

(1) 事業の仕組み

第1-4のとおり。

(2) PFI事業者の業務範囲

設計及び施工業務

ア 第1-3-(4)-及びの施設の設計及び施工業務

イ 事業用地内のサイン工事業務（サーマルリサイクル施設及び借地施設内の工事を除く。）及び見学ルート・展示スペース工事

ウ 事業用地内の各施設の外観、デザイン等に関する調整業務

エ 事業用地内の見学ルート計画の策定及び各施設との調整業務

オ その他彩の国資源循環工場の公益性、経済性、快適性、美観等の増進に寄与する計画として提案された業務

運営業務

ア 公園・緑地施設の清掃、植栽管理及び保守・点検・修繕業務

イ 事業用地内の警備業務（サーマルリサイクル施設及び借地施設内の業務を除く。）

ウ その他彩の国資源循環工場の公益性、経済性、快適性、美観等の増進に寄与する運営業務として提案された業務

(3) 事業期間

第1-5のとおり。

(4) 事業条件の確定

事業用地のうち、整地を要する施設用地の位置、給排水・電気の容量、構内道路等の詳細な事業条件については、PFI施設及び借地施設の提案並びに水道事業者、電気事業者等との協議・修正を経て確定します。

事業基盤施設及び公園・緑地施設の提案に当たっては、別に定める「事業基盤施設及び公園・緑地施設要求水準書」並びに次の想定条件により提案書を作成してください。

整地面積 15.0ヘクタール(別添1:エリア2~6)

PFI事業により造成し、サーマルリサイクル施設、借地施設等の施設建設用地として提供できる状態とします。

給 水 日量1,200トン

PFI事業により県有地内の各事業用地への配管・加圧及び水道事業者の水道管への接続工事を行うとともに、水道事業者所定の水道事業分担金を負担します。

排 水 日量800トン

PFI事業により各事業用地から県有地内の配管及び塩沢川排水地点までの配管を行います。

電 気 特別高圧電力及び高圧電力

電気供給及び売電事業は、電気事業者とPFI事業者及び借地事業者との個別契約とします。

構内道路 延長距離930メートル

PFI事業により敷地内の周回道路の付替え(730メートル)及び周回道路から各事業用地までの取付け道路(200メートル)を整備します。

(5) 動線計画

事業基盤整備に当たっては、事業用地内のPFI施設、借地施設及び公園・緑地施設の運営とともに、環境整備センター埋立事業に配慮した動線計画とするものとします。

(6) 施設の将来計画及び機能性

事業基盤施設

将来、埼玉県が隣接県有地(工業団地予定地)を開発する場合、本事業の事業基盤等を隣接県有地の開発にも活用できるよう配慮するものとします。

公園・緑地施設

公園・緑地施設は、環境整備センター埋立事業の進捗に応じ、将来、拡大整備する予定です。本事業(第1期計画)の公園・緑地施設の提案に当たっては、埋立事業終了後の全体整備計画案を示し、その中における本事業の位置付けが分かるものとしてください。

公園・緑地の整備に当たっては、次の事項に配慮するものとします。

ア 調節池の水辺機能を生かすこと

イ 石、木、金属などの自然素材を活用すること

ウ 施設内の回遊性及び周辺観光施設との機能連携を図ること

エ ユニバーサルデザインを取り入れた計画とすること

(7) 地元雇用への配慮

施設の運営・管理に当たっては、寄居町及び小川町の雇用並びに地元企業、シルバー人材センター等の活用に配慮するものとします。

(8) 施設、設備等の使用

事業期間中、埼玉県はP F I事業者に対して事業基盤施設及び公園・緑地施設の運営、維持管理に要する限りで施設、設備等の無償使用を許諾します。

(9) 付 帯 事 業

P F I事業者は、付帯事業を提案することができるものとします。当該付帯事業がこの事業の趣旨に合致し、施設の機能を補完又は増進すると認められる場合については、埼玉県は事業を許諾します。

付帯事業に伴う費用、事業リスク等はすべてP F I事業者が負うものとし、収益はP F I事業者に帰属します。

(10) 管理費負担金

P F I事業者は、サーマルリサイクル施設及び借地施設の用に供する事業用地内の警備業務等につき、受益者となるP F I事業者（サーマルリサイクル施設部分）及び借地事業者から管理費負担金を徴収し、維持管理に要する経費に充てるものとします。

P F I事業者自らがサーマルリサイクル施設につき負担すべき金額については、事業基盤施設及び公園・緑地施設の経理と区分して収入・支出するものとします。

管理費負担金の額は、提案に基づき埼玉県とP F I事業者による協議・修正を経て定めるものとします。

(11) 低利融資資金の活用

本事業に要する資金の調達に当たっては、この募集要綱に定める事業条件等を変更しない限りにおいて、公的金融機関の低利融資の活用などにより、調達経費が最も低額となる方法を提案するものとします。

(12)委 託 料

委託料の総額

埼玉県は、第2-1-(2)の業務に要する総費用から、第2-1-(10)の管理費負担金の総額を差し引いた委託料をPFI事業者に支払います。

応募者は、埼玉県が事業期間中にPFI事業者を支払う委託料の総額を、47億7千万円以内（消費税及び地方消費税を含む。）で提案してください。

埼玉県は、提案された価格によっては、その応募者により提案内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその応募者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、当該提案を選定しないことができるものとします。

契約する委託料は、詳細な事業条件、融資条件等の確定の後、上記金額の範囲内において埼玉県とPFI事業者による協議・修正を経て定めるものとします。

委託料の支払い

委託料の支払方法は、委託料総額を事業期間25年間で均等割した金額を毎年支払うものとします。ただし、支払いの始期は平成17年度からとします。

PFI事業者が委託料を請求するに当たっては、埼玉県に年度ごとに委託業務の実績報告書を提出し、埼玉県は契約に定める業務の履行が完了したことを確認した後、委託料を支払います。業務の履行が未了又は不十分である場合については、業務の完全な履行を求め、又は履行未了部分の委託料の減額を行います。

事業期間中、PFI事業者の経費が変動した場合でも、第3-1に定める震災その他の不可抗力等の場合を除き、委託料の額は変更しないものとします。

(13)工事検査等

埼玉県は、施設の設計、施工、完成及び運営の各段階において、設計状況、施工監理状況、竣工及び運営状況につき、定期的にPFI事業者から報告を受け、検査、確認を行うものとします。

2 サーマルリサイクル施設

(1) 事業の仕組み

第 1 - 4 のとおり。

(2) P F I 事業者の業務範囲

設計、施工及び運営業務

第 1 - 3 - (4) - の設計、施工及び運営業務

関連業務

ア 環境影響評価業務

イ 廃棄物処理業及び施設許可の取得

ウ 事業期間終了後の施設の解体、撤去業務

(3) 段階的整備

サーマルリサイクル施設の整備に当たっては、次の条件の下に、提案により施設を段階的に整備することができるものとします。

最終の施設規模を明示し、その整備に要する施設用地を当初から賃借すること
整備段階は 2 段階とすること

第 1 段階の施設が第 1 - 3 - (4) - の処理能力を有すること

(4) 事業期間

第 1 - 4 及び 5 のとおり。

(5) 運営期間内の建て替え及び運営期間終了後の措置

運営期間内の建て替え等

運営期間内に設備の陳腐化、法規制の強化などの理由により、施設・設備の建て替え、基幹改造等が必要となった場合にあっては、埼玉県に協議するものとします。埼玉県は、公害防止措置等の審査を行い、この募集要綱、事業契約等に定める事業条件に適合する場合、これを許諾するものとします。

運営期間終了後の措置

本契約に定める運営期間は、第 1 - 4 及び 5 に定める期間をもって終了します。ただし、契約期間中、P F I 事業者がこの募集要綱、事業契約等に定める事業条件を適正に遵守している場合、P F I 事業者の申し出により埼玉県は新たな契約を締結することができるものとします。

(6) 施設用地の確定

施設用地は、事業用地図（別添１：エリア２）に示すサーマルリサイクル施設用地とし、当該施設用地内で、希望する面積を提案してください。

埼玉県は、施設用地が確定した後に、緩衝緑地として施設用地の３０パーセントに相当する森林・緑地を指定し、PFI事業者に賃貸するものとします。

(7) 施設用地の賃貸

事業期間中、埼玉県は施設用地及び緩衝緑地に定期借地権（事業用借地権）を設定し、PFI事業者に賃貸します。借地権の設定期間は、建設着工時から用地の返還時まで２０年間とし、借地料は、１平方メートル当たり年額１，６００円（緩衝緑地の面積を含む。）とします。

(8) 負担金

PFI事業者は、この事業の用に供する警備業務等につき、第２-１-(10)の管理費負担金を負担するものとします。

PFI事業者は、この事業で導入する第２-２-(22)の安全管理システムの取り決めに基づき、住民監視組織に所定の交付金を交付するものとします。

その他上水道、電気等の供給のために水道事業者、電気事業者等から求められる負担については、PFI事業者の負担とします。上水道については、日量最大使用量の６０％を貯水する受水槽を設けることを求められる場合があります。

(9) 受入廃棄物及び県内事業者の活用

受入廃棄物は産業廃棄物とします。ただし、県内市町村の焼却施設の故障等に対応するため、一般廃棄物処理の許可も取得するものとします。

破碎、圧縮、切断等を要する廃棄物の処理に当たっては、県内事業者の活用を図るものとし、サーマルリサイクル施設に付帯する破碎等の設備はできる限り最小限の設備とするものとします。受入廃棄物の収集運搬については、県内事業者の活用に努めるものとします。

(10) 受入先

埼玉県内の事業活動に伴って生じた廃棄物（処理不適物、適正処理困難物等を除く。）を県外廃棄物に優先して受け入れるものとします。

受入希望量が受入能力を上回る場合にあっては、再生資源として利用するための措置を講じた後に生じた残余の廃棄物、再資源化が困難と認められる廃棄物、環境マネジメントシステムを導入している事業所から排出された廃棄物などを優先して受け入れるものとします。

(11)受入手数料

受入手数料は、料金表等による公平な方法を用いてP F I事業者が設定し、埼玉県に届け出るものとします。ただし、施設、設備、運営方法等に要する経費、県内類似施設の料金等を勘案し、適正な料金を設定するものとします。

(12)埼玉県の優遇措置及び保証

埼玉県は、サーマルリサイクル施設について、財政、金融、税制等の特段の支援・優遇措置を行わないものとします。また、埼玉県産業立地促進補助制度は適用しないものとします。ただし、埼玉県は、P F I事業者がこの募集要綱に定める事業条件等を変更しない限りにおいて、公的金融機関の低利融資等の諸制度を活用する場合には、その申請手続き等に協力するものとします。

サーマルリサイクル事業の受入廃棄物の確保、収入の確保等については、すべてP F I事業者の責任で行うものとし、埼玉県は廃棄物の受入保証、支払保証等の一切の保証を行わないものとします。

(13)施設の性能

排出ガス中濃度

施設から排出される排出物の上限値は次のとおりとします。

項 目	通常運転時保証値	参考（法令等の規制値）
ば い じ ん	0.03 g/m ³ N 以下	0.04 g/m ³ N 以下
硫黄酸化物	50 ppm 以下	K 値 = 17.5 以下 (200 ppm 以下)
塩化水素	100 mg/m ³ N 以下	200 mg/m ³ N 以下
窒素酸化物	50 ppm 以下	180 ppm 以下
ダイオキシン	0.01 ng-TEQ/m ³ N 以下	0.1 ng-TEQ/m ³ N 以下

注 乾きガスベース、酸素濃度12%換算値。

参考数値のばいじん、硫黄酸化物及びダイオキシンは大気汚染防止法、塩化水素は大気汚染防止法に基づく埼玉県条例、窒素酸化物は埼玉県窒素酸化物対策指導方針による規制値。

硫黄酸化物は、法基準（K 値）を一定条件下で換算した排出口における濃度で表示。

溶融固化物基準

発生する溶融固化物については、利用の有無にかかわらず、「一般廃棄物の溶融固化物の再生利用に関する指針」及び「埼玉県溶融スラグ有効利用指針」に示す含有量及び溶出基準を満たすものとします。

施設の安全性及び信頼性

事故、故障、災害等に対して、高い安全性及び信頼性を有する施設とします。

この募集要綱の参加申込書提出時まで、1年間以上の期間にわたり日量20トン以上の処理能力を有する実証試験又は営業運転を経た技術を用いる施設とします。

排出物の自動計測

施設から排出される排出ガスの濃度を可能な項目について自動計測し、その記録を保管、公開するものとします。

その他の公害防止措置

設備、ストックヤード等は建物で遮蔽するとともに、大気、水質、土壌、騒音、振動、地盤沈下、悪臭などの公害防止措置については、法律、条例等の規制値をさらに下回るよう努力するものとします。

排ガスとして排出される水蒸気については、白煙となって目視できる量を低減する措置を講じるものとします。

(14)搬出入路

廃棄物、材料品、再生品等の大型車両（職員の通勤、一般営業車両等を除く。）による搬出入は、事業用地の国道254号線側から行うこととします。

(15)操業日及び操業時間

操業日及び操業時間については、制限を設けないものとします。ただし、大型車両による深夜の搬出入は行わないものとします。

(16)資源利用の効率性

資源利用の効率性

施設から排出される処理後の排出物、生成物、エネルギー等については、できる限り有効利用するものとし、施設の運転又は排出物及び生成物の処理に要する上水道、電気、薬剤等の資源については、できる限り使用量を低減するものとします。

雨水利用の推進

埼玉県環境整備センターに設置する防災調節池（最大貯水量15万トン）の雨水利用に努めるものとします。

排水のクローズド・システム

施設からの排水（生活排水を除く。）は、基本的にクローズド・システムを採用し、環境への負荷の低減を図るものとします。

焼却灰の再利用

焼却灰については、溶融・固化設備を設け、できる限り多くの量を溶融、再利用することを求めます。ただし、他施設において確実に加工、再利用する場合には、施設内に溶融・固化設備を設けないことができるものとします。

ゼロ・エミッションの取組み

サーマルリサイクル施設の運営に当たっては、環境マネジメントシステムの運用を図り、ISO14001の認証取得に努めるとともに、ゼロ・エミッションの実現に向けた先進的な取組みを図るものとします。

(17) 発電事業

PFI事業者がサーマルリサイクル施設の発電事業を行うに当たって、電気事業法第17条第1項第1号に基づく特定供給（同一構内）を行おうとする場合、埼玉県は次の条件の下にこれを許諾します。

- ・ PFI事業者が事業用地内の売電先事業者の承諾を得ること
- ・ PFI事業者が売電事業の責任、費用をすべて負担すること

(18) 事業基盤の制約

事業用地の整地面積、給排水、電気等の事業基盤は第2-1-(4)のとおりであり、提案内容により事業基盤の制約から提案を選定できない可能性があります。

(19) 地元雇用への配慮

第2-1-(7)に準拠。

(20) 情報開示

PFI事業者は、廃棄物の搬出入状況、施設の運転状況等の情報を広く開示し、透明性の高い運営に努めるものとします。

PFI事業者は、サーマルリサイクル施設内に見学者対応スペースを設け、一般の見学者を受け入れるものとします。

(21) 工事検査等

第2-1-(13)に準拠。

(22)安全管理システム

埼玉県及びPFI事業者は、寄居町及び地元住民組織との協議により協定を締結し、施設の環境基準、安全基準を取り決めるとともに、住民の自主的な監視活動を受け入れるものとします。

PFI事業者は、埼玉県が行う検査及びこの協定に基づく住民組織による立入監視、情報入手、環境測定の見学会などの監視活動に協力するとともに、住民組織による監視活動に要する費用を住民組織との協議に基づき交付するものとします。

埼玉県が行う検査又は住民の行う監視活動により、事業に支障が認められた場合、埼玉県はPFI事業者に操業停止、施設・運営の改善等の措置を求め、改善されないときは、運営期間にかかわらず、借地契約の解除、民間事業主体の費用負担による施設の解体、撤去を求めることができるものとします。

第3 責任分担及び事業の継続が困難になった場合の措置

1 責任分担

本事業について、埼玉県の実任範囲は概ね次のとおりとします。それ以外はすべてPFI事業者が負担するものとし、詳細は契約により定めるものとします。

制度・法令変更

関係法令、許認可、税制等の重大な「制度・法令変更」により事業の継続が困難となった場合、事業基盤施設及び公園・緑地施設については、埼玉県は以後の委託料を施設の建設及びそれまでの運営に要した費用の額に減額して支払うこととします。サーマルリサイクル施設については、PFI事業者は施設を解体、撤去して埼玉県に用地を返還するものとし、埼玉県は原則として損害賠償その他の請求をしないものとします。

物価変動

急激なインフレーションなどの「物価変動」により著しく費用が増大することとなった場合、事業基盤施設及び公園・緑地施設については、埼玉県とPFI事業者は委託料の変更について協議するものとします。ただし、サーマルリサイクル施設については、協議の対象外とします。

不可抗力

震災、大災害等の「不可抗力」により事業の継続が困難となった場合、事業基盤施設及び公園・緑地施設については、埼玉県は以後の委託料を施設の建設及びそれまでの運営に要した費用の額に減額して支払うこととします。サーマルリサイクル施設については、PFI事業者は施設を解体、撤去して埼玉県に用地を返還するものとし、埼玉県は原則として損害賠償その他の請求をしないものとします。

経営環境の変化

サーマルリサイクル施設について、市場動向の変化、受入手数料の著しい下落、受入廃棄物の激減などの予測しがたい「経営環境の変化」により事業の継続が困難となった場合、PFI事業者は施設を解体、撤去して埼玉県に用地を返還するものとし、埼玉県は原則として損害賠償その他の請求をしないものとします。

住民合意

事業推進上必要な「住民合意」が遅れ、計画の遅延、経費の増大等があった場合、事業基盤施設及び公園・緑地施設については、埼玉県とPFI事業者は委託料の変更について協議するものとします。サーマルリサイクル施設については、借地料の納入開始時期について協議するものとします。

契約破棄

埼玉県は債務不履行により「契約破棄」となった場合、埼玉県はPFI事業者に発生する損害を賠償するものとします。

事業の中止又は延期

PFI事業者の責めに帰することなく埼玉県の指示、議会の不承認等により「事業の中止又は延期」となった場合、埼玉県はPFI事業者が発生する損害を賠償し、埼玉県とPFI事業者は事後の措置について協議するものとします。

設計

PFI事業者の責めに帰することなく埼玉県の指示の不備により「設計」に不都合が生じることとなった場合、埼玉県はPFI事業者が発生する損害を賠償し、埼玉県とPFI事業者は事後の措置について協議するものとします。

計画及び運営の変更

埼玉県の一方的指示により「計画及び運営の変更」を行った場合、埼玉県と民間事業主体は委託料の変更、増額する経費の取扱いについて協議するものとします。

計画変更・遅延

環境影響評価、開発許可、都市計画決定等の行政手続きの避けられない遅れにより「計画変更・遅延」が生じることとなった場合、事業基盤施設及び公園・緑地施設については、埼玉県とPFI事業者は委託料の変更について協議するものとします。サーマルリサイクル施設については、借地料の納入開始時期について協議するものとします。

工事の遅延・工事費の増大

埼玉県の責に帰すべき事由により「工事の遅延・工事費の増大」が生じた場合、埼玉県とPFI事業者は委託料の変更、増額する経費の取扱いについて協議するものとします。

2 P F I 事業者の債務不履行

(1) 契約の解除

埼玉県は、P F I 事業者について次の事由が発生した場合、契約を解除できるものとし、次項に定める事業継続保証人は事業を引き継ぎ継続するものとし、埼玉県に損害を生ずる場合にあつては、P F I 事業者及び次項に定める事業継続保証人は連帯してこれを埼玉県に賠償するものとしめます。

正当な理由なく、工事に着手すべき期間内に工事に着手しないとき

竣工予定日から6か月以内に工事を完成する見込みがないと認められるとき

正当な理由なく、現場を放棄し、又は工事を90日以上中断したとき

法令の規定を順守しなかったとき

前各号に掲げる場合のほか、募集要綱、契約等に定める委託内容、事業条件等に違反し、契約の目的を達成する見込みがないと認められるとき

破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算の手続きの開始を求める申し立てがなされた場合

手形取引停止処分がなされた場合

(2) 事業継続保証人

P F I 事業者は、P F I 施設事業につき、自己の債務不履行に際して、契約で定める一切の債権債務を引き継ぎ、事業を継続する保証人を指定するものとし、埼玉県は、P F I 事業者との契約時に当該保証人と保証契約を締結します。保証期間は、仮契約締結時から用地の返還までとします。

保証人は、本事業を継続して実施できる資金力及び能力を有する企業とし、埼玉県の許諾を受けて、第6-1の協定の締結時までに指定してください。

第4 応募者の資格

1 応募者の資格

応募者の資格は次のとおりとし、資格審査の基準日は第5-1-(1)の参加申込書の提出締切日とします。ただし、(2)の各項目については第6-2に定めるPFI施設の事業契約締結時まで資格要件を満たすものとします。

(1) 応募者の資格

提案に参加する事業者（以下「応募者」という。）は、企業連合により提案するものとします。企業連合には、次の各要件に該当する企業がそれぞれ一以上参加するものとします。ただし、一企業で二以上の要件に該当する場合は、当該一企業で参加資格を兼ねることができるものとします。

5ヘクタール以上の公園・緑地及び10ヘクタール以上の土地造成計画の実績を有する設計事務所又はコンサルティング企業

建設業法に基づく特定建設業の許可を受けた者であり、かつ、同法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査を受け、土木工事業に係る総合評点が1000点以上の企業

過去5年間において1炉の日量処理能力100トン以上の産業廃棄物の焼却施設（自社廃棄物を処理するための施設を除く。）の建設又は運営実績を有する企業

(2) 構成員の制限

応募者は、次の項目に該当しない者とします。

地方自治法施行令167条の4の規定に該当する者

埼玉県の名指停止中である者

本事業のアドバイザー

他の応募者の構成員である者

2 代表企業の選定

応募者は、第6のPFI事業者となる代表企業を定め、代表企業がすべての手続きを行うものとします。

3 構成員の変更

提案書提出時までの間、構成員変更届（様式4）により代表企業以外の構成員の変更を認めるものとします。

4 応募の辞退

参加申込書の提出から提案書の提出までの間は、応募辞退届（様式5）により応募辞退を認めるものとします。

5 応募者の失格

応募者の構成員が次のいずれかの事項に該当することとなった場合にあっては、失格することとします。

提出書類が期限内に提出されなかったとき

提出書類に虚偽の記載があったとき

信義に反する行為又は審査の公平性に影響を与える行為があったとき

代表企業が契約を履行することが困難と認められる状態に至ったとき

6 一応募者一提案

一応募者は二以上の提案を行うことができないものとします。ただし、「PFI施設」の提案を行う企業連合又は構成員は、別に募集する「借地施設」の提案に参加することができるものとします。

7 提案の修正禁止

一度提出された提案書類については、審査・決定までは修正又は変更は認めないものとします。ただし、審査の過程で審査委員会が求める詳細説明、修正の可能性等に対する回答については、この限りとしません。

8 応募・提案に要する費用

応募者が応募・提案に要する費用は、応募者の負担とします。

9 著作権の帰属

提案書類の著作権は、作成者に帰属するものとします。ただし、審査結果の公表、住民説明その他事業の実施に必要な限りにおいて、埼玉県が無償で使用できるものとします。

第5 募集及び審査手続き

1 募集手続き

(1) 募集スケジュール

募集要綱の配布	平成13年11月6日～平成13年11月16日
参加申込書の提出	平成13年11月7日～平成13年11月21日
説明会	平成13年11月22日
応募者資格の確認通知	平成13年11月30日まで
質問書の受付（第1回）	平成13年12月6日～平成13年12月7日
回答書の配布（第1回）	平成13年12月20日まで
質問書の受付（第2回）	平成14年1月9日～平成13年1月10日
回答書の配布（第2回）	平成14年1月23日まで
提案書の提出	平成14年2月4日～平成14年2月7日
提案内容に関する聴取	必要により実施
審査結果通知	平成14年3月29日まで（予定）

上記のうち、配布、提出及び受付の対応は、すべて第1-7の事務局において行います。対応する期間中であっても、土曜日及び祝祭日を除くものとします。対応する時間は、午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く。）とします。

(2) 応募手続き

募集要綱の配布

本事業への参加を検討する企業に募集要綱を配布します。

参加申込書の提出

本事業への参加を希望する企業連合の代表企業は、第7-1の参加申込資料を提出（直接持参に限る。）するものとします。

説明会

参加申込書を提出した応募者に対し、募集要綱に関する説明会を開催します。開催時間、場所等の詳細については、後日事務局から連絡します。

応募者資格の確認通知

埼玉県は、応募者資格を確認し、確認結果を郵便で代表企業あてに発送するものとします。

募集要綱に関する質問書の受付及び回答書の配布

募集要綱に関する質問がある場合、代表企業は質問を取りまとめ、様式 6 により提出するものとし、回答は郵便で発送します。

提案書の提出

応募者は、第 7 - 2 の提案書を提出（直接持参に限る。）するものとします。

提案内容に関する聴取

審査の過程で審査委員会が求める詳細説明、修正の可能性等について、必要により提案内容に関する聴取を行います。日時、場所、方法等については、後日事務局から連絡します。

2 審査手続き

(1) 審査委員会の設置

埼玉県は、有識者、住民代表、寄居町、埼玉県で構成する「彩の国資源循環工場事業化検討委員会（別添 2）」を設置し、この募集要綱に基づき応募者の提案を審査するものとします。

(2) 審査事項

審査に当たっては、「第 2 に記載する事業条件の達成度」「運営の安定性・確実性」「埼玉県が支払う委託料の額」及び次に掲げる評価項目について総合的に評価・審査するものとします。

循環型社会の形成

県内で発生する産業廃棄物を適正に処理、再利用、再生利用し、持続可能な循環型社会の形成に資するための効果的な事業であること

最先端技術の導入

最先端技術を導入するなど、今後の産業廃棄物問題の解決に先導的な役割を果たすことが期待できる事業であること

周辺環境への配慮

周辺環境への負荷を最小限に抑えるとともに、操業の安全確保に努力・工夫がなされている事業であること

地元産業の活性化

地元自治体の将来の産業活性化に結びつくとともに、税収・雇用の拡大に寄与する事業であること

(3) 審査方法

審査委員会による応募者の提案の審査を経て、埼玉県が優先交渉権者及び次点交渉権者を選定するものとします。

(4) 審査結果及び評価の公表

埼玉県は、審査結果をすべての応募者の代表企業あてに郵便で発送するとともに、後日、審査結果を講評として取りまとめ公表するものとします。応募者は、審査結果に異議を申し立てることはできないものとします。

第6 協定及び契約の締結

1 協定の締結

埼玉県と優先交渉権者及び事業継続保証人は、事業及び契約内容の協議を行った後に基本協定を締結します。代表企業をPFI事業者とし、構成員全員が協定当事者として協定を締結するものとします。ただし、優先交渉権者が本事業を行うための特別目的会社、子会社等を設立する場合にあっては、当該会社は商法上の株式会社とし、その構成員は株主間契約を締結するものとします。代表企業は、PFI事業者としての権利及び義務のすべてを当該会社に引き継ぐものとします。

なお、優先交渉権者との協議が成立しない場合、次点交渉権者と協議を行うものとします。

2 契約の締結

埼玉県とPFI事業者及び事業継続保証人は、事業の詳細協議及び施設の設計終了後に、PFI施設の事業につき、仮契約を締結します。埼玉県は、仮契約の内容をもって議会の議決を経て、PFI施設の事業契約及び借地契約を締結するものとします。

3 協定及び契約の解釈に疑義が生じた場合の措置

基本協定、PFI施設の事業契約及び借地契約に疑義が生じた場合、埼玉県とPFI事業者は誠意をもって協議するものとします。

契約に関する紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

第 7 応募提出資料

1 参加申込資料

参加申込時には、応募者に関する次の書類を、 の資料を表紙にして、 ~ の資料、代表企業に係る ~ の資料、構成員に係る ~ の資料の順に一冊に綴じて、1部提出してください。

- 参加申込書（様式 1）
- 構成員表（様式 2）
- 事業継続保証人の名称（様式 2：提出任意）
- 応募者の資格を記載した書類（様式 3）
- 定款
- 会社概要
- 印鑑証明書
- 使用印鑑届け
- 法人税納税証明書
- 商業登記簿謄本
- 貸借対照表（直近 3 期）
- 損益計算書（直近 3 期）

2 提案書

(1) 提案書の内容

提案書提出届

- 1 提案書提出届（様式 7）

事業基盤施設及び公園・緑地施設

(施設計画)

- 2 計画概要書（全体整備計画、サイン計画等） 第 2 - 1 - (1)(2)(5)(6)
- 3 緑化（植栽）計画図
- 4 平面計画図（1 / 2 5 0 0：土地利用及び施設配置）
- 5 完成予想図（A 3 版：カラー）

(建設計画)

- 6 工事工程表 第 2 - 1 - (3)(13)

(運営管理計画)

- 7 保守、点検及び修繕計画 第 2 - 1 - (2) -
- 8 清掃及び警備計画 第 2 - 1 - (2) -
- 9 付帯事業計画 第 2 - 1 - (9)

(経営計画)

- | | | |
|----|----------------|-----------|
| 10 | 工事費概算見積書及び根拠表 | |
| 11 | 長期事業収支計画表 | |
| 12 | 雇用計画及び納税見積額 | 第2-1-(7) |
| 13 | 管理費負担金の額及び積算根拠 | 第2-1-(10) |
| 14 | 資金調達計画表 | 第2-1-(11) |
| 15 | 委託料の額及び積算根拠 | 第2-1-(12) |
| 16 | 金融機関関心表明書 | |
| 17 | 事業実績表 | |

サーマルリサイクル施設

(施設計画)

- | | | |
|----|------------------------------------|----------------|
| 18 | 計画概要書 | 第2-2-(2)(3)(4) |
| 19 | 設計仕様書 | |
| 20 | 希望する施設用地の面積 | 第2-2-(6) |
| 21 | 全体動線図 | |
| 22 | 施設全体配置図及び主要階平面配置図 (1 / 4 0 0 程度) | |
| 23 | 断面図 (1 / 4 0 0 程度 : 主要断面) | |
| 24 | 施設基本数値 (物質収支・熱収支、用役収支) | |
| 25 | 主要システムフロー図 | |
| 26 | 主要プロセス及び特徴の説明書 | |
| 27 | 労働安全衛生対策 | |
| 28 | 同類施設納入実績 | 第2-2-(13)- |
| 29 | 完成予想図 (A 3 版 : カラー) | |

(建設計画)

- | | | |
|----|--------|--------------|
| 30 | 工事工程表 | 第2-2-(4)(21) |
| 31 | 品質管理計画 | |

(運転管理計画)

- | | | |
|----|-----------------------|--------------|
| 32 | 廃棄物収集・処理計画 | 第2-2-(9)(10) |
| 33 | 電気供給計画 | |
| 34 | 運転管理体制 | 第2-2-(16) |
| 35 | 年間稼働計画 | |
| 36 | 操業日及び操業時間 | 第2-2-(15) |
| 37 | 点検・補修計画 | |
| 38 | 環境保全・安全管理計画 | 第2-2-(13)- |
| 39 | 副生成物・処理不適物の再利用・処理処分計画 | 第2-2-(16) |

40 情報開示及び危機管理体制（情報開示、住民監視、危機管理等への対応計画をふくむ。） 第2-2-(20)(22)

（経営計画）

41 長期事業収支計画表 第2-2-(11)

42 資金調達計画表 第2-2-(12)

43 雇用計画及び納税見積額 第2-2-(19)

44 金融機関関心表明書

45 事業実績表

(2) 提案書の提出方法

表紙に「彩の国資源循環工場PFI事業提案書」と「応募者名」を記載し、表紙以外に応募者の社名、ロゴマーク等の応募者が分かる表示がなされないようにしてください。

規格、装丁、部数等は次のとおりとしてください。

A3版・横向き・100頁以内

文字については、横書き、A4版・縦向き2段組、基本活字11ポイント・40字×40行

(1)の提案項目順に一括左綴じ

20部提出

各提案項目について、一体として記載した方が分かりやすい場合にあっては、複数項目を統合して記載できるものとします。

(3) 表記、言語及び単位

提案、質疑、審査等の表記は横書き、用いる言語は日本語、通貨単位は円、単位はSI単位としてください。

(4) 図 面

図面は、JISの建築製図通則に従って作成してください。

(5) 使用ソフト及びフロッピーディスクの提出

提案書の作成に当たっては、文書については「Microsoft Word」、シミュレーションについては「Microsoft Excel」をできる限り使用し、提案書の提出時に提案書類を3.5インチフロッピーディスク又は光ディスク（CDR等）に保存し、提出してください。

別添 1 彩の国資源循環工場事業用地図 省略

彩の国資源循環工場事業化検討委員会 設置要綱

(設置)

第1条 循環型社会の形成に欠くことのできない、廃棄物のリサイクル施設整備に向け、寄居町の環境整備センター内に、最先端の民間リサイクル施設を誘導・集積する「彩の国資源循環工場」の事業化を推進するため、彩の国資源循環工場事業化検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 検討委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 参加事業者募集要綱に関する事。
- (2) 事業提案の審査に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、彩の国資源循環工場に関する事。

(構成)

第3条 検討委員会の委員は、別表に掲げる委員をもって構成し、知事が委嘱する。

(任期)

第4条 前条委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、選出は委員の互選とする。

- 2 委員長は検討委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会)

第6条 検討委員会は、委員長が招集し、その議長は委員長がこれに充たる。

(検討委員会の公開)

第7条 検討委員会の会議は、原則公開とし、出席委員の3分の2以上の同意がある場合は、非公開とすることができる。ただし、事業提案の審査過程は非公開とする。

(関係者の出席)

第8条 検討委員会は、必要に応じて、専門知識を有するもの又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 検討委員会の庶務は埼玉県環境防災部廃棄物指導課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月21日から施行する。

別表

敬称略 五十音順

	氏 名	職 名
有 識 者	大 塚 壮 一	埼玉大学助教授
	岸 野 順 子	(株)サンケイリビング新聞社埼玉本部編集長
	田 中 勝	岡山大学教授
	恒 松 制 治	地方自治経営学会会長
住 民 代 表	鳥 塚 守 良	寄居町鉢形地区環境問題協議会会長
	山 口 一	寄居町三ヶ山区区長
	吉 田 勇	寄居町男衾環境整備協議会会長
寄 居 町 議 会	高 橋 武 義	寄居町議会議長
	坂 本 徳 次	寄居町議会三ヶ山地域開発特別委員会委員長
寄 居 町	根 岸 安 和	寄居町助役
埼 玉 県	柿 沼 トミ子	埼玉県環境防災部長
	河 村 清 史	埼玉県環境科学国際センター研究所長
合 計		12名

注： 印は委員長、 印は副委員長。

参 加 申 込 書

平成 年 月 日

埼玉県知事 土屋 義彦 様

企業連合名

代表企業名

代表者名

平成13年11月6日付け「彩の国資源循環工場整備事業（PFI施設）募集要綱」
を熟知した上で、同要綱第5-1-(2)- の規定に基づき、事業への参加を申し込みます。

構 成 員 表

代表企業

企 業 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
担当	組織名
	所在地
	電 話
	F A X
	E-mail

構 成 員

企 業 名	
代 表 者 名	
所 在 地	

構 成 員

企 業 名	
代 表 者 名	
所 在 地	

構 成 員

企 業 名	
代 表 者 名	
所 在 地	

事業継続保証人

企 業 名	
代 表 者 名	
所 在 地	

注：代表者名は、印鑑証明書又は使用印鑑届けを提出する者の氏名としてください。

担当の組織名は、部（支店） 課 係（担当）まで記載してください。

事業継続保証人の記載は任意です。

応募者の資格を記載した書類

- 1 5ヘクタール以上の公園・緑地及び10ヘクタール以上の土地造成計画の実績を有する設計事務所又はコンサルティング企業

企業名	
実績の概要	

注：施工の概要が分かるパンフレット等を添付してください。

- 2 建設業法に基づく特定建設業の許可を受けた者であり、かつ、同法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査を受け、土木工事業に係る総合評点が1000点以上の企業

企業名	
実績の概要	

注：経営事項審査結果通知書の写しを添付してください。

- 3 過去5年間において1炉の日量処理能力100トン以上の産業廃棄物の焼却施設の建設又は運営実績（自社内処理施設を除く。）を有する企業

企業名	
実績の概要	

注：産業廃棄物処理施設設置許可申請書、許可書等の写しを添付してください。

構 成 員 変 更 届

平成 年 月 日

埼玉県知事 土屋 義彦 様

企業連合名

代表企業名

代表者名

平成13年11月6日付け「彩の国資源循環工場整備事業（PFI施設）募集要綱」
第4-3の規定に基づき、構成員を下記のとおり変更します。

記

構成員から除外する企業

企 業 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
除外する理由	

構成員に追加する企業

企 業 名	
代 表 者 名	
所 在 地	
追加する理由	

注：参加申込時に構成員に必要とされる資料を添付してください。

応 募 辞 退 届

平成 年 月 日

埼玉県知事 土屋 義彦 様

企業連合名

代表企業名

代表者名

平成13年11月6日付け「彩の国資源循環工場整備事業（PFI施設）募集要綱」
第4-4の規定に基づき、応募を辞退します。

募集要綱に関する質問書

平成 年 月 日

埼玉県知事 土屋 義彦 様

企業連合名

代表企業名

代表者名

平成13年11月6日付け「彩の国資源循環工場整備事業（PFI施設）募集要綱」
第5-1-(2)- の規定に基づき、下記のとおり質問します。

記

質問

質問事項	
質問箇所	
質問内容	

質問

質問事項	
質問箇所	
質問内容	

質問

質問事項	
質問箇所	
質問内容	

注：質問箇所は、募集要綱の該当頁と項目番号を記載してください。

質問事項が多数ある場合は、次頁に続けて記載してください。

提 案 書 提 出 届

平成 年 月 日

埼玉県知事 土屋 義彦 様

企業連合名

代表企業名

代表者名

平成13年11月6日付け「彩の国資源循環工場整備事業（PFI施設）募集要綱」
を熟知した上で、同要綱第5-1-(2)- の規定に基づき、提案書を提出します。